

## 令和4年（2022年）年末調整について

「年末調整」とは、1年間（1/1～12/31）の給与に係る源泉所得税について、扶養控除・生命保険料控除等の各種控除を確定させることで、1年間の所得税を計算し、月々の給与で預かった源泉所得税の過不足を精算することです。

年末調整の対象となる方は、事業所が給与を支払っている役員・従業員の方で、年末まで在籍した方です。なお、下記に該当する方は対象となりません。

- ① 年間の給料収入が2,000万円を超える方
- ② 2ヶ所以上から給与の支払を受けていて従たる給与の方
- ③ その他所定の方

毎月、給与から所得税を徴収しているのに、年末調整をする必要があるのは、徴収している所得税は、あくまでも概算の金額であり、正確な所得税額が分かるのは、1年間の収入や「差し引くもの」がきちんと決まる年末になってから確定するためです。

例えば、毎月天引きされている社会保険料は徴収されている所得税の計算に反映されていますが、個人で支払っている、国民年金・国民健康保険等は反映されておりませんので、年末調整で過不足が生じます。上記のように会社で把握できないものに関して、書類（扶養控除申告書・給与所得者の保険料控除申告書）を提出して税額を確定します。

### 前年（令和3年）から、下記の改正がありました。

#### 控除証明書の電子データ提出の適用範囲が拡大

2020年以降、申告書類の電子化要件が緩和されています。2020年には、年末調整で提出する控除証明のうち、「生命保険」「地震保険」などの控除証明書、「住宅ローン控除証明書」などが電子データで提出可能となりましたが、今回の税法改正で新たに「社会保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」の控除証明についても電子データでの提出が可能になります。

#### 年末調整手続きで提出が必要な申告書

年末調整で必用な申告書には、次の6種類があります。

- ① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ② 給与所得者の基礎控除申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 所得金額調整控除申告書
- ⑤ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑥ 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

紙で申告する場合、上記②・③・④の申告書は、1枚に3種類の申告ができる様式になっています。そのため、紙での手続きでは4枚の申告書用紙を提出することになります。他にも、各種保険料の控除証明書や非居住者の親族に関する証明書など、必要に応じて申告内容を証明する書類の添付が必要になります。特に保険料の控除証明書は、一般的に10月ごろから自宅に送られるため、従業員には提出までなくさないように周知しておくことも大切です。

下記では、①、②、④の申告書について解説をします。

### 扶養控除等《異動》申告書

給与の支払いを受ける人が、その給与について扶養控除などの諸控除を受けるために行う手続きです。なお、『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』は、個人住民税の『給与所得者の扶養親族申告書』と統合した様式となっています。

### 基礎控除申告書

基礎控除とは、所得者の合計所得金額が2,500万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から48万円を限度として、所得者の合計所得額に応じた金額を控除するというものです。

合計所得金額	基礎控除額	
	2019年	2020年改正
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		適用なし

### 所得金額調整控除申告

対象者は、年収が850万円を超え、かつ、以下3つの条件のいずれかに該当する従業員となります。

- (イ) 本人が特別障害者である場合
- (ロ) 23歳未満の扶養親族がいる場合
- (ハ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

また、控除額の算出には、以下の計算式を用います。

$$\text{控除額} = \{ \text{給与等の収入金額 (年収)} - 850\text{万円} \} \times 10\%$$

ただし、年収1,000万円を超える場合は、「給与等の収入金額(年収)」は一律1,000万円で計算します。

基礎控除及び所得調整は一昨年に改正されております。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。